

～松山市放課後児童クラブ保護者負担金助成制度のお知らせ～

松山市立児童クラブをご利用の保護者の皆さんへ

松山市では、児童クラブ保護者負担金の助成を行っています。

市立児童クラブに入会する児童がいる世帯で、下表の助成対象に該当する世帯(児童と生計を同一にする世帯(※1))の方は、「松山市放課後児童クラブ保護者負担金助成該当確認申請書」及びその他必要な書類を添えて、入会した月の末日(消印有効)までに、直接または郵送で子育て支援課(市役所別館2階)に申請してください。※支所では受付できません。

市から後日、審査結果と該当者には請求書を送付します。請求書に児童クラブ発行の領収書を添えて、直接または郵送で子育て支援課に請求してください。請求及び支払方法の詳細は、請求書送付時にご案内します。

| 助成対象 | 負担金(※2)の助成額 | 助成期間(※3) | 申請に必要なもの |
|----------------------------------|-------------|---------------------|---|
| 生活保護受給世帯 | 全額 | 申請月分(※4)から令和3年3月分まで | ① 助成該当確認申請書 ・必要事項を記入する ・押印する(シャチハタ不可) ② 生活保護受給証明書(全員分) |
| 市民税非課税世帯(均等割および所得割のいずれも非課税であること) | 半額 | 上に同じ | ① 助成該当確認申請書 ・必要事項を記入する ・押印する(シャチハタ不可) ② <u>下記に該当する方に限り令和2年度の住民税非課税証明書が必要</u> (1) <u>令和2年1月2日以降</u> に松山市に転入した方(転入前の市区町村が発行) (2) 単身赴任等により、児童と生計を同一にする市外在住の方(該当者の居住市区町村が発行) |

※1 児童と生計を同一にする世帯とは、児童クラブに在籍している児童と同居している父母や祖父母、兄姉、単身赴任中の父母、同居人などです。詳細については、お問い合わせください。

※2 助成の対象となる保護者負担金は、児童クラブに毎月支払う保育料および長期休業中に追加で支払う保育料です。入会金や保護者会費、スポーツ安全保険の加入料、延長料金、休会費、別途負担する校区外での活動費用や教材費などは除きます。

※3 助成期間は当該年度限りです(毎年度、申請が必要です)。

※4 申請した月分の保護者負担金から助成対象となりますので、申請が遅れないようご注意ください。

提出先(お問合せ先)

〒790-8571

松山市二番町四丁目7-2 別館2階

松山市 子育て支援課 児童健全育成担当

電話 089-948-6411